

文書番号 : JRCA AI130-1 2版

ISMS クラウドセキュリティ 審査員の資格基準

制 定 : 2016年 6月 21日

改訂2版 : 2017年 4月 1日

一般財団法人日本規格協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター



目次

1. 適用範囲	1
2. 引用文書及び関連文書	1
3. ISMS クラウドセキュリティ審査員の定義（力量）	2
4. ISMS クラウドセキュリティ審査員（新規登録）	2
5. 資格の維持、更新	2
6. 継続的専門能力開発(CPD)	3
7. 資格の失効	3
8. 登録情報の公開	3
付属書 1 審査員登録証明書の記載項目及び登録情報	4
制定・改定履歴	5

ISMS クラウドセキュリティ審査員の資格基準及び評価登録手順

1. 適用範囲

この文書は、一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センター又はJRCAという）が、「ISMSクラウドセキュリティ審査員」を評価登録するための基準及びその手順を規定する。

2. 引用文書及び関連文書

2.1 引用文書

この文書で引用する基準文書を以下に示す。

JIPDEC : JIP-ISMS517-1.0

ISO/IEC27017に基づくクラウドセキュリティ認証に関する要求事項

(ISO/IEC27017 : ISO/IEC 27002に基づくクラウドサービスのための情報セキュリティ管理策の実践の規範)

2.2 関連文書

この文書に関連する主な基準文書を以下に示す。

JIS Q 27000 (ISO/IEC 27000) : 情報技術—セキュリティ技術

—情報セキュリティマネジメントシステム—用語

JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001) : 情報技術—セキュリティ技術

—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項

JIS Q 27002 (ISO/IEC 27002) : 情報技術—セキュリティ技術

—情報セキュリティ管理策の実践のための規範

JIS Q 27006 (ISO/IEC 27006) : 情報技術—セキュリティ技術

—情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項

JIS Q 19011 (ISO 19011) : マネジメントシステム監査のための指針

JIS Q 17021-1 (ISO/IEC 17021-1) : 適合性評価

—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第1部：要求事項

JRCA AI130 : 情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格基準及び評価登録手順

JRCA AI330 : 情報セキュリティマネジメントシステム審査員登録申請等各種手続きの手引き

JRCA AC100 : 審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順

JRCA AC210 : 情報セキュリティマネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準

JRCA TCL100: 情報セキュリティマネジメントシステム クラウドセキュリティ審査員研修コース承認の基準

基本的な運用は、JRCA AI130 : 情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格基準及び評価登録手順に従う。異なる内容のみ以下の項目に記載する。

3. ISMSクラウドセキュリティ審査員の定義（力量）

この基準で定めるクラウドセキュリティ審査員の定義、求められる力量を以下に示す。

定義：ISMS クラウドセキュリティ認証を行うことができる審査員

略称：ISMS-CLS 審査員

4. ISMS クラウドセキュリティ審査員（新規登録）

ISMSクラウドセキュリティ審査員への新規登録申請者は、4.1項から4.3項に定める要件を満たすこと。

4.1 前提資格

JRCA に ISMS 審査員登録 (ISMS 審査員補、ISMS 審査員、ISMS 主任審査員、ISMS エキスパート) していること。

4.2 審査員研修コースの修了

当センターが承認するクラウドセキュリティ審査員の研修コース（関連文書 JRCA TCL100 参照）を、申請日から過去3年以内に修了していること（JRCA 筆記試験合格を含む）。

4.3 評価申請料の支払い

申請及び登録に必要な費用を当センターに支払うこと。（JRCA AC210 参照）

5. 資格の維持、更新

資格の維持、更新期限（認証サイクル）は、ISMS 審査員資格の維持、更新期限と同期して行う。資格を維持、更新するためには、以下に定める要件を満たすこと。

5.1 ISMS 審査員としての継続的専門能力開発（CPD）時間のうち、クラウドセキュリティ審査員資格に対応する専門技術の能力開発を3時間以上含むものとする。

5.2 評価申請料・登録料の支払い

申請及び登録に必要な費用を当センターに支払うこと。（JRCA AC210 参照）

6. 継続的専門能力開発 (CPD)

6.1 専門能力開発の対象となる活動

継続的専門能力開発(CPD)の対象となる活動は、クラウドセキュリティ審査員としての能力向上に直接的又は間接的に寄与するもので、以下の事項を対象とする。

- ・クラウド要素技術（仮想化等）、クラウド基盤関連技術
 - ・ISO/IEC 27017 及び クラウドセキュリティ認証に関する要求事項関連
 - ・クラウドセキュリティに関連する法令及び規制要求事項
 - ・クラウドサービス固有の情報セキュリティリスク
 - ・クラウドセキュリティ審査技術の向上に関するもの
- 等

6.2 専門能力開発の方法

継続的専門能力開発(CPD)の方法には、以下の種類がある。

(1) 研修等への参加

例) ①JRCA 登録 CPD コース

②マネジメントシステム(MS)認証機関で行われる所属審査員を対象とした研修

③一般参加が可能な研修コース

④講演会

(2) 自己学習等

例) ①読書

②web サイト利用による個人学習

③グループ学習

7. 資格の失効

7.1 ISMS 審査員の資格を失効した場合は、ISMS クラウドセキュリティ審査員の資格も失効する。

7.2 ISMS クラウドセキュリティ審査員の維持、更新の条件のみ満たせなかった場合、ISMS クラウドセキュリティ審査員の資格のみを失効する。

8. 登録情報の公開

(a) 登録番号、資格種別の公開

当センターは、登録された ISMS-CLS 審査員の登録番号、資格種別を JRCA ホームページで公開する。

(b) 登録証明証、登録カード

当センターは、ISMS クラウドセキュリティ審査員への新規登録時に、登録証明証、登録カードを発行する。

登録カードには、ISMS 審査員資格 及び ISMS クラウドセキュリティ審査員両資格を表示する。従来の登録カードを返却 又は 廃棄する。

登録証明証は、ISMS 審査員資格とは別に ISMS クラウドセキュリティ審査員資格のものを発行する。

資格の更新時に、上記と同じ内容の登録カード 及び 登録証明証を発行する。

付則 この基準は、2017年4月1日から適用する。

以上

付属書1 審査員登録証明書の記載項目及び登録情報

1. 審査員登録証明書の記載項目

審査員登録証明書の記載項目

記載項目	審査員登録証明書
氏名	○
生年月日	○
適用される資格基準	○
登録番号	○
顔写真	—
審査可能なマネジメントシステム規格	○
資格種別	○
登録日	○
有効期限日	○
発行機関（当センター）	○

○：記載あり、—：記載なし

以上

ISMS クラウドセキュリティ 審査員の資格基準

制定・改定履歴

版番号	制定、改定年月日	制定、改定内容
制定	2016年6月21日	1) ISMS クラウドセキュリティ 審査員の資格基準として新設。
改訂 1版	2016年9月27日	1) 表題：基準文書名訂正 2) 2.2 引用文書名の誤記訂正 JRCA AQI 120 「…資格基準及び評価登録手順」を「…資格基準」に修正。 3) 8. 登録情報の公開 「資格種別及び区分」を「資格種別」に修正。 4) 附属書1 1. 記載項目 不要注記(注1)(注2)削除。 「審査可能なマネジメントシステム規格及び発行年」を「審査可能なマネジメントシステム規格」に修正。 「資格種別及び区分」を「資格種別」に修正。
改訂 2版	2017年4月1日	1) 関連文書改訂に伴う規格番号、文書名の変更。 JRCA AQI120→JRCA AI130、JRCA AQI320→JRCA AI330